

2017年8月4日

佐賀県知事
山口祥義様

日本労働組合総連合会
佐賀県連合会 会長 青柳 直

要 求 書

～ 2018年度佐賀県に対する政策・制度要求 ～

拝啓 貴職におかれましては、県民生活の向上と県政発展のため、日々ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は連合佐賀の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち連合は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる社会を求めています。

経済・社会の現状に鑑みると、デフレ脱却と経済再生に向けた目標を掲げているアベノミクスの政策効果は一部にとどまっており、国内総生産の6割を占める個人消費の喚起には至っていません。また、完全失業率や有効求人倍率での雇用情勢は改善しているものの、非正規労働者の割合は約4割を占めています。雇用の質の改善と労働条件の復元は後回しにされ、雇用者間の格差や貧困が拡大するなど働く者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、少子高齢化が急速に進展する中、今後の支え手となる労働人口の減少に直面しており、持続可能で安心できる社会保障や教育・福祉に関わる制度の改革が喫緊の課題となっています。

このような情勢を踏まえ、連合佐賀の2018年度政策・制度要求事項については、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、昨年提出した「2017～2018年佐賀県に対する政策・制度要求書」における2017年度予算編成に向けた重点事項に対する回答結果、ならびに現下の日本経済や社会、佐賀県内の経済・雇用情勢等を総合勘案し、雇用や中小企業対策、社会保障や教育・福祉など、直面する政策・制度改善事項として、13分野23項目67事項の「2018年度佐賀県に対する政策・制度要求書」を取りまとめました。

連合佐賀としましては、要求事項に対する佐賀県としての支援・対策等に向けた2018年度の佐賀県予算への反映にむけ、重点事項を13項目程度に絞り、実現可能な政策・制度となるよう取り組みを進めていく所存です。

つきましては、別添により「2018年度佐賀県に対する政策・制度要求書」を提出いたしますので、県行政ならびに関係機関に反映していただきますよう十分にご検討をよろしくお願い申し上げます。なお、本要求に対しましては、重点事項への文書回答と関係部局長との交渉・協議ならびに来年度予算への措置状況報告の取り組みを、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

2018 年度 佐賀県に対する政策・制度要求書

要求分野

1. 経済政策	P 2
2. 雇用・労働政策	P 2
3. 中小企業政策	P 4
4. 福祉・社会保障政策	P 4
5. 住宅、交通・運輸政策	P 7
6. 教育政策	P 7
7. 資源・エネルギー、環境政策	P 8
8. 食料・農林水産政策	P 9
9. 消費者政策	P 9
10. 防災・減災に関する政策	P 9
11. 男女平等政策	P 10
12. 政治改革	P 11
13. 公務員制度改革	P 11

13 分野、23 項目、68 事項
(★重点事項) 8 分野、13 項目、20 事項

1. 経済政策

(1) 地方税財政の確立

- ① マイナンバー制度の運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報保護体制を強化すること。
- ★② 「ふるさと納税制度」について、本来寄付金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、高所得者優遇につながる過度な返礼品は規制するなど制度・運用面において実効性のある改善を図ること。また、ふるさと納税の理念を周知徹底して、納税者や地方自治体における適切な制度運用を促すこと。
- ③ 地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。
- ④ 地方税財源の充実・確保を図るため、地方交付税交付金の十分な確保と国の関与を最小限に止めるよう求めること。また、地方財政計画の策定や地方交付税算定に関する自治体の意見反映に向け、「国と地方の協議の場」の定例的開催を求めること。

(2) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進

- ① 2015年9月に策定した「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてお基本目標として掲げる「新規雇用創出数5,000人（5年累計）」の達成に向け、地域にある資源の見直しや産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・大学の誘致・育成を進めること。また、県市町が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。
- ② 現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につながるよう努めるとともに、若年労働者の就業意識の向上をはかること。
- ★③ 観光案内所の増設、交通機関等での多言語表記、ICT¹を活用した多言語情報の提供等ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の養成等多言語人材の育成を推進するなど観光産業の活性化をはかること。

2. 雇用・労働政策

(1) 労働行政の強化

- ① 平成27年9月7日、佐賀県、佐賀労働局、佐賀県経営者協会、連合佐賀は、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に向けた共同宣言に署名し、市町自治体や各団体等と連携しながら取り組みを進めている。

¹ Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、佐賀県の2016年平均の労働者一人あたりの総実労働時間は年1,879時間で、全国平均の年1,783時間に比べて約100時間も長く、全国でもトップクラスの長時間労働が常態化していることから、時間外労働の縮減や年休取得促進の取組を一層強化すること。

併せて、出産、育児、介護等それぞれのライフステージに応じた多様な働き方ができる環境整備の充実・強化に向け継続的に取り組むこと。

- ★② 2015年に策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、広く県民への啓発や相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進すること。また、厚生労働省が11月の過労死等防止啓発月間に開催する「過労死等防止対策推進シンポジウム」については支援・後援すること。

あわせて、大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施については、各地の過労死を考える家族の会や専門家を講師として派遣するなど、若年者への啓発事業を積極的に推進すること。

- ★③ 文部科学省の「2016年度教員勤務実態調査結果（速報値）」によると、学校勤務時間が週60時間以上の教諭が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上り、佐賀県においても「過労死ライン」とされる月80時間以上の時間外勤務をした教員が2015年度で1,012人と全体の約12%を占めることが教育委員会の調査で明らかになった。

2016年6月に文部科学省がまとめた報告書「学校現場における業務の適正化に向けて」に基づき、大胆な業務の見直しによる業務適正化を推進し、長時間労働の一要因となっている部活動の負担軽減策として、今年4月から始まった「部活動指導員制度」の着実な制度運用を図るなど、教員の長時間労働是正に向けた取り組みを徹底すること。

（2）求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進

- ① 現在、県内の3市（佐賀、鳥栖、唐津）がハローワークと連携して行っている、就労支援と生活支援の一体的実施について、さらなる推進を図るとともに、求職者・利用者の利便性を向上させるため、運営協議会への地域労使の参画をはかること。

（3）将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実施

- ① 2016年3月に施行された「若者雇用促進法」により、新卒者のみならず中途退学者も支援の対象となったことから、職業紹介事業者や求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーション等の関係者が連携し、ニートや中途退学者等に対して就労支援体制の整備強化をはかるとともに、職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。

- ② 国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会や、相談窓口などの確保をはかること。

- ★③ U I Jターン²を含めた地域での就職を積極的に支援するため、佐賀県が産学官の関係機関と一体となって県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」のさらなる推進をはかるとともに、良質な雇用の創出と若者が活躍できる場の確保に向け、同プロジェクトへの登録企業の開拓に努めること。

² 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

3. 中小企業政策

(1) 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ

- ★① 平成29年3月28日にまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」によると、ランク区分はこれまで同様Dランクとなった。

しかしながら、一人当たりの県民所得（平成21～25年平均）は大きく順位を下げ、特に雇用者一人当たりの雇用者報酬（平成21～25年平均）は47都道府県中、最下位（約3,250千円、46番目は秋田/3,460千円）となっている。〔平成26年度：一人当たり県民所得/250.9万円（ワースト10）〕

雇用の確保・流出防止策のためには労働条件の一定水準を確保する必要があることから、最低賃金の引き上げ、中小企業支援策拡充等に早急に取り組むこと。

- ② 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数が適切に把握できるよう労働局に公表を働きかけること。

(2) 公契約条例の制定による公契約の適正化

- ★① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、県が主体となって市町自治体と連携し、また、既に条例化等されている県や市町の実態や背景を参考に、公契約条例の制定に向け前向きに検討を進めること。

4. 福祉・社会保障政策

(1) 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策

- ① 生活困窮者とその個々の事情、状況等に合わせ包括的・継続的に支えていくため、生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。

a) 県内では10市の生活自立支援センターとその他10町をカバーする佐賀県生活自立支援センターが担っているが、制度のさらなる充実に向けて、制度の周知と支援を行う人材の育成、民間団体・NPO、社会福祉協議会への支援を進めること。

- ★b) 生活困窮者自立支援の必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）については県内の全センターで実施しているが、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等）については、県内の各センターで実施にばらつきがあることから、任意事業の積極的な実施を促進するとともに、その財源については、必須事業と同様に国の補助を4分の3とするよう、引き続き国に働きかけること。

- ② 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。

- ★a) 2016年3月に策定された「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、市町との連携を図りながら地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を積極的に推進し、子どもに対する教育の機会均等を保障する支援策を講じること。

b) 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げは行わず同制度を維持・拡充すること。

(2) 切れ目のない医療を提供する体制の確立

- ★① 2016年3月に「佐賀県地域医療構想」が策定され、また、総務省が公立病院に対して平成28年度をめどに策定を求めている「新公立病院改革プラン」についても、県内の7病院（独立行政法人佐賀県医療センター好生館含む）のうち4病院が策定を済ませており、公立病院を持つ自治体では病院機能の見直しや経営改革が進められている。公立病院は、地域包括ケアシステム構築においても中核となるべく医療機関であることから、経営難による安易な民間移譲・統廃合を行わず、自治体が地域医療を守る責務を果たせるよう県内市町と連携のもと、的確な対応と支援にあたること。
- ② 「佐賀県地域医療構想」の実現に向け、地域医療構想調整会議の協議や施策の取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。
また、地域医療構想調整会議においては、保険者の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民の意見参画の機会を確保し、意見反映に努めること。
- ③ 第7次医療計画（2018～2023年度）の検討に向けて、都道府県医療審議会など検討の場に、被保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）を委員に加え、委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないようにすること。
- ★④ 国が推進する「働き方改革」を医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「佐賀県医療勤務環境改善支援センター」は以下のとおり対応すること。また、医療機関に対し、能動的に勤務環境改善の取り組み推進を働きかけること。
 - a) 医療機関に対する能動的な働きかけを通じて、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みの実施を各医療機関に徹底する。
 - b) 看護職員の離職防止に向けて、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導する。
 - c) 医療機関において、医療従事者の安全と健康維持の重要性が共通認識されるよう、労働安全衛生法にもとづく安全委員会・衛生委員会を通じて、労使による労働災害の原因および再発防止策などの検討を促す。
 - d) 勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働組合の参画を進める。
また、各医療機関においては労使協議を重視し、あるいは労働組合がない場合には従業員代表と様々な医療職種・従事者の参画により協議を行うなど、必ず合意形成をはかるよう指導する。

(3) 介護サービスの充実と人材の確保

- ① 要支援者に対する予防給付が2017年4月より、市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことから、市町の財政状況等によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な財源を確保し、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備すること。
- ★② 厚生労働省の推計では、2025年度には約38万人の介護人材が不足すると見込まれていることから、国の地域医療介護総合確保基金等を活用して介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。

- ★③ 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備・支援すること。

(4) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と

すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備

- ① 佐賀県「子育てし大県さがプロジェクト」の趣旨である、結婚、出産、子育ての希望がかなう環境を整え、「佐賀で子育てをしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりに向け、実効ある取り組みを推進すること。
- ② 2015年4月より実施された「子ども・子育て支援新制度」に基づく、地方版の事業計画やプロジェクトについて、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、計画の満期を待たず、適宜、適切に見直しを行うこと。
- ★③ 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善について、以下のとおり対応すること。
 - a) 労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。
 - b) チーム保育推進加算が、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の改善、当該保育所全体の保育士の賃金改善につながるよう、加算施設に対して、趣旨を確実に周知する。
 - c) 2017年4月より開始された、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が確実に実行されるよう、周知を徹底する。
 - d) 条例改正を行い、3歳児に係る職員配置について20対1から15対1に改善するため加算措置を確実に行う。また、3歳児以外に係る職員配置を含め、地方単独予算による実質的な職員配置の改善、職場環境の改善、研修機会の確保に努める。なお、公立保育所についても、地方財政計画において、職員配置の改善のための措置がされていることに留意し、改善を進める。
 - e) すべての施設が処遇改善等加算を申請するよう、設置者に対する周知を強化する。また、加算施設における給与改善の状況について把握するとともに、加算施設の設置者に対し、人材確保のために給与改善が重要であることを十分に周知する。公立保育所については、臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用の安定化を進める。
- ④ 地方版「子ども・子育て会議」に必ず労働者代表を参画させるとともに、会議を定期的
に開催すること。(内閣府/子ども子育て本部「子ども子育て会議」)
- ⑤ 「子ども・若者育成支援推進大綱」に基づき、社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。また、困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携などライフサイクルを通じた切れ目のない支援を行うこと。
- ⑥ 放課後児童クラブ(学童保育)について、共働きやひとり親家庭など家庭環境の多様化や対象が小学1～3年生から全学年に拡大されたことなどにより、需要が高まっており、県内市町では待機児童が増えている。専用施設の整備と指導員の確保が急務であることから、県内市町への適切な支援を行うこと。また、放課後児童クラブの「質の確保」のため、佐賀県が2017年3月に策定した「佐賀県放課後児童クラブガイドライン」に基づき、指導員への研修機会の充実や労働環境の改善を行うこと。

5. 住宅、交通・運輸政策

(1) 安全・安心の住まいとまちづくりの推進

★① 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2015年5月に完全施行され2年が経過した。佐賀県内の空き家数は、平成25年調査で43,300戸となり、平成20年調査の35,700戸から約1.2倍増となっている。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがある。地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に向け対応を講じること。

★② 「交通政策基本計画」を着実に実行するとともに、佐賀県においても安心・安全はもとより、県全体としての利便性のある総合的な交通・運輸アクセスを構築すること。

また、交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援すること。

③ 人口減少および高齢社会の観点から、過疎地域や高齢者世帯の多い地域等の交通手段確保に努めること。

④ 交通政策基本計画の着実な推進のもと、交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活に必要な不可欠な地域公共交通に助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線の維持対策を行うこと。特に、高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業や既存商店街の衰退により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方、いわゆる「買い物弱者」等が社会問題となっている。国や地方公共団体、民間企業やNPO、ならびに地域住民等の多様な関係者と連携・協力し「食料品アクセス問題」への対策に継続的に取り組むこと。

⑤ 2018年度以降の「総合物流施策大綱」の策定にあたって、自動車・鉄軌道・航空・海運などの各物流機関を最適に組み合わせ、安全かつ確実で、環境負荷の小さい物流体系の整備を推進すること。

⑥ 佐賀空港は、九州におけるゲートウェイ空港をめざし、基幹路線である東京便を中心としながら、東アジアを中心にLCCによる路線の充実化を図っており、年間利用者数も平成28年度は66万2,472人と開港以来、過去最高を記録するなど、発展の一途をたどっていることは喜ばしいことである。

国が要請する佐賀空港の自衛隊使用について、防衛省は、佐賀空港の民間空港としての使用に影響を与えないと説明し、県も特に問題ないとしているが、環境や漁業への影響や民間空港としてのイメージ低下を懸念する声も大きい。何よりも空港建設に協力してきた地元住民の反発を招けば、今後の事業展開にも大きく影響することから、県は拙速な判断は行わず、県民に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

6. 教育政策

(1) 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進

① 働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、学校現場におけるカリキュラム化を推進すること。

② 自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育を推進すること。

- ★③ 大学の学費高騰や家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が増え、日本学生支援機構の「学生生活調査」（平成26年度）によると、奨学金を受給している大学生の割合は51.4%となっており、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用しています。地方創生枠やふるさと納税の活用等を検討し、佐賀県独自の給付型奨学金や無利子奨学金などの導入に向け支援制度を検討すること。
- ④ いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を全校に複数配置するとともに、「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」でも重点施策として示している、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置事業を積極的に進め、すべての小・中学校に常勤配置すること。
- ⑤ 教職員の業務の複雑化・多忙化が進むなか、子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かい教育を実施するために、小学3年生以上の少人数学級やTT³を推進し、当面35人学級の対象学年の拡大に向けて、必要な教職員の確保に努めること。

7. 資源・エネルギー、環境政策

(1) 環境保護と経済発展の両立

- ① 温室効果ガス削減に向け市民に十分な広報・啓発を行うとともに、産業・企業や消費者の削減に向けたモチベーションを高め、環境保護と経済発展を両立させること。
- ② 生活における節電・省エネの推進など、市民の環境意識を向上させつつ、家庭・地域における環境問題への取組みを強化すること。
- ③ 廃棄物を「資源」として効率的にできる環境を構築しつつ、市民に対し環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費する「エシカル消費⁴」の周知を強化すること。

(2) 玄海原子力発電所の安全・防災対策

- ① 佐賀県は、玄海原子力発電所3,4号機の再稼働に関して4月に臨時県議会を開催し、これらを踏まえて佐賀県知事は2017年4月24日、再稼働に同意する考えを表明されたが、今もなお原子力に対する不安の声が存在する。

このような情勢を踏まえ、佐賀県は原子力発電所の安全対策に関し、国や原子力規制委員会と十分に連携を図りつつ、新たな知見が得られた場合などには、積極的な情報提供と事業者に対し安全管理の徹底を求めること。

また、防災対策にあたっては、政府や地元・関係自治体、防災関係機関や事業者と綿密に連携し、避難対策やインフラ整備等の充実を図り、原子力防災対策に継続性をもって取り組むこと。

³ team teaching (チーム・ティーチング)：複数の教師が協力して教育指導にあたる方式。協力教授組織ともいわれる。児童生徒の能力などに応じて教育指導を個別化したり、チームの長に特別手当を出すことによって教員の待遇改善を図るなどの目的で米国で提唱され発達した。日本では1970年前後にその理論や実践が紹介され、多くの小・中学校に導入、実践された。近年では、個に応じた教育指導の観点から、国の政策として推進されている。

⁴ 環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費すること（持続可能な消費）。

8. 食料・農林水産政策

(1) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- ① 2015年11月に策定された「佐賀県「食」と「農」の振興計画2015」の2本柱である、「稼げる農業の確立」と「さが農村の魅力アップの実現」に向け、県産農産物のブランドイメージの向上や新規就農者の定着支援、6次産業化による農村ビジネスの創出などを着実に進め、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化を図ること。
- ② 農山漁村・農林水産業が有する水源かん養や、洪水防止、生物多様性保全など、地球環境の保全に資する多面的機能を持続的に発揮するため、農地や山林、海洋資源の維持・管理を支援する制度の拡充をはかること。
- ★③ 中山間地域の活性化と環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、Iターン⁵、Jターン⁶、Uターン⁷などにより地方で生活したい人のための定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化するための支援策を検討すること。
- ★④ 森林整備・保全対策を積極的に推進するとともに、国産木材需要の拡大につなげること。
また、森林資源の循環利用を通じて新たな産業づくりを行い、山村などにおける就業機会の創出と所得水準の上昇を実現すること。

9. 消費者政策

(1) 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- ① 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかること。
- ② 消費生活センター及び消費者相談窓口の相談員は、複雑化・高度化する消費者問題に係る専門的な知識や聞き取り・助言、事業者との交渉技能など高度な専門性が求められる。しかしながら、消費者庁の「平成28年度地方消費者行政の現況調査」によると、雇用形態については79.2%（昨年比+1.8%）が任期の定めがある非常勤職員であることから、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかるためにも、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進すること。

10. 防災・減災に関する政策

(1) 総合的な防災・減災対策の充実

- ① 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげること。
また、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。

⁵ 都会出身者が地方に移り、定住すること

⁶ 大都市の大学を卒業した者が、生まれ故郷に近い地方中核都市などに就職すること

⁷ 転職においてのUターンとは、都市圏以外の地方などで生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと

- ② 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、斜面の崩壊や堤防決壊等を防ぐ工事などを強化すること。
- ③ 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段による被害状況を収集・集約・精査するとともに、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかること。

11. 男女平等政策

(1) 雇用における男女平等の推進

- ① 2016年3月に改定された「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」は、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけられているが、その推進計画に基づく施策の実施状況の評価・点検等について議論する協議会等に働くものの代表を委員として加え、意見を施策に反映させること。
- ② 佐賀県内の事業主行動計画に関する情報を定期的に収集し、特に、300人未満の中小企業の策定状況や、男女の賃金の差異、非正規労働者に対する取り組みの情報などを重点的に把握のうえ公表すること。

(2) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ① 2016年3月に改定された「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」の3つの基本方向の下、男女共同参画社会実現のため、8つの重点目標の実現に向け、各種施策に積極的に取り組むこと。
- ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センターさがmirai」については、女性相談員の増員や相談にあたる職員の正規職員化など、相談対応に関する更なる質の向上に努めること。
また、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の困難解消に向けた環境整備を推進すること。
- ③ 教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者側に、セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力、つきまとい行為、児童虐待、性的指向や性自認等に関する理解を深めるため、研修の実施や最新の情報提供を行うこと。

(3) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ① 家族介護者の仕事と介護の両立に向けて、地域包括支援センター等において、両立支援制度と介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかること。
- ② 妊娠・出産・育児期に離職する女性が依然として多く、妊娠や出産を理由に退職や雇用形態の変更を強いるマタニティ・ハラスメントも増加している。
男性の働き方の見直しを含め、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備に向け、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかること。

- ★③ 佐賀県内の待機児童数は、2017年4月1日現在、3市町で34人、潜在待機児童⁸数は6市町233人という状況にあり、待機児童数は、昨年同時期から約2倍に増加している。その主な要因は保育士不足による確保が困難なことが上げられる。

佐賀県が目標に掲げる2018年4月1日「待機児童ゼロ」は厳しい情勢にあるものの、市町と連携し、保育現場の実態を踏まえ、労働環境や労働条件の改善に向け、県としての支援策や対策を早急に講じ、待機児童の解消に取り組むこと。

12. 政治改革

(1) 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

- ① 投票者の利便性の観点から、投票所（期日前投票を含む）を、頻繁に人の往来がある施設に設置すること。
また、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。
- ② すべての選挙の選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられたことも踏まえ、義務教育段階から主権者教育を実施・推進すること。

13. 公務員制度改革

(1) 公正・公平な公務労働の実現

- ① 賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定するよう求めること。
- ② 県市町で働く臨時・非常勤職員について、2017年5月11日に改正地方公務員法（2020年4月1日施行）が成立したことを踏まえ、「会計年度任用職員」への移行を適切に行い、今回の法改正によって可能となった諸手当や期末手当の支給を確実にすること。
また、会計年度任用職員への任用替えの際の処遇引下げや解雇・雇止めは行わず、再度の任用についても不要な空白期間は設定しないなど、確実な是正をはかること。

⁸ 厚生労働省の統計では2003年度以降、“他に入所可能な保育所があるにもかかわらず第1希望の保育所に入所するために待機している児童”や“地方単独保育事業を利用しながら待機している児童”は、待機児童から除かれている。このため実質的な待機児童数は公表されている統計よりも多いとみられ、「潜在的待機児童」として取り上げられることもある。